明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四）　一
〔告　示〕
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産三五三）　三
〔官庁報告〕
国家試験
通訳案内士試験合格者（観光庁）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　三五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三五
会社その他
会社決算公告　三五

省令

○農林水産省令第四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項及び第三十一条第一項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年二月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一ブルセラ病の項を次のように改める。

ブルセラ病（牛の場合）	1　急速凝集反応法による検査 一　検査の反応が陽性である場合には、2の検査を行う。 二　診断に用いる抗原は、ブルセラ急速診断用菌液とする。 2　酵素免疫測定法（以下「エライザ法」という。）による検査 3　補体結合反応検査 一　エライザ法による検査の反応が陽性である場合に実施する。 二　診断に用いる抗原は、生理食塩液でブルセラ補体結合反応用可溶性抗原の原液を二単位となるように薄めたものとする。 4　1から3までの検査（ただし、以外の検査は、必要と認める場合に行えばよい。） 一　疫学的検査 二　臨床検査 三　細菌検査
	1　急速凝集反応法の場合 一　二十度から三十度までの温度の下において、ガラス平板上に血清〇・〇四cc及び〇・〇二ccをそれぞれ急速診断用菌液〇・四ccを置き、これらを混和して五分を経過するまでの間におけるその凝集の程度により判定すること。 二　一の混和液の全てが凝集しないもの及び一の混和液のうち血清〇・〇四ccとの混和液が凝集し、血清〇・〇二ccとの混和液が凝集しないものは、これを陰性とすること。 2　エライザ法の場合 一　保存液の除去後、ブルセラ病診断用抗原を固相化した検査用プレート（以下「ブルセラ診断プレート」という。）に、血清希釈用液で所定の倍率に希釈した指示血清及び被検牛血清を分注した後、密封し、三十分間二十度から三十度までの温度で感作すること。 二　一によりブルセラ診断プレートを洗浄し、これに洗浄液で三回洗浄し、これに洗浄液で所定の倍数に希釈した二次抗体溶液を分注した後、密封し、三十分間二十度から三十度までの温度で感作すること。
	1　次のいずれかに該当するものは、ブルセラ病の患畜とする。 一　エライザ法による反応が陽性であり、補体結合反応検査による反応が陰性でないもの 二　細菌検査においてブルセラ病の病原体が認められるもの 2　エライザ法による反応が陽性であるもの（1及び3の三に該当するものを除く。）は、ブルセラ病の疑似患畜とする。 3　次のいずれかに該当するものは、ブルセラ病の患畜又は疑似患畜でないものとする。 一　急速凝集反応法による反応が陰性であるもの 二　エライザ法による反応が陰性であるもの 三　補体結合反応検査による反応が陰性であるもの